

令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和2年4月22日（水）午前10時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

日程第4 議案第22号 令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

日程第5 議案第23号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

日程第6 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第7 議案第25号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第8 議案第26号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について

日程第9 議案第27号 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について

日程第10 意見聴取 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について

日程第11 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 教育長の報告

日程第13 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

幼児支援課長 林 美 穂

生涯学習課長 児 玉 睦

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 只今から令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

大平委員にお願い致します。

日程第3 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第3 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務局委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿において新規の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置規則（令和2年瑞穂市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 本来2年任期ではありますが、自治会の都合により1年任期となっているところも多数あります。

ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

日程第4 議案第22号 令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

○**教育長** 日程第4 議案第22号 令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 議案第22号 令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第2条第1項第4号の規定に基づき、令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年岐阜県教育委員会告示第4号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 今年度は中学校の教科用図書の採択年度となっており採択協議が行われますので、まずは地区の協議会を設置することが最初となります。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第22号 令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、可決することと致します。

日程第5 議案第23号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱につ

いて

○**教育長** 日程第5 議案第23号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第23号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市教育支援センター条例（平成21年瑞穂市条例第16号）第5条第2項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 教育支援センターの運営に関して特に研修等の内容に関してのご協議していただく会です。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第23号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第6 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例

第30号)第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 どのような業務を行ってみえますか。

○生涯学習課長 瑞穂市子どもの読書活動推進計画に基づき調査及び審議を行っていただいています。

○教育長 読書通帳に関する意見や、乳幼児の頃から本に親しんでいただける様にブックスタート事業を健康推進課と連携して行うなど、瑞穂市の子どもがより一層読書に勤しむような活動をしていただいています。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第7 議案第25号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 日程第7 議案第25号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第7 議案第25号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 3月に続いて今回5名の方の委嘱となり定員を満たしました。

各地区バランスよく配置できたと思います。巣南地区は中学校区ごとに、穂積地区においては小学校区に於ける活動もあります。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第25号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第8 議案第26号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について

○**教育長** 日程第8 議案第26号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第8 議案第26号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、老朽化に伴う発火等、事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管理計画に基づき機器を更新するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 昨年度入札不調により工事が行えなかったため今年度再度設計を見直し行うものです。

○**森下委員** 実施期間が長いが利用者への支障はありますか。

○**生涯学習課長** この期間の中で、ホールでの工事期間はおおむね2週間程度になりますので、工程が決定次第調整を行っていきますので支障はないと考えます。

○**大平委員** 昨年と比べて見直した点はこういったところでしょうか。

○**生涯学習課長** 単価と諸経費の見直しを行いました。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第26号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、可決することと致します。

日程第9 議案第27号 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について

○**教育長** 日程第9 議案第27号 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第9 議案第27号 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化により、テニスコートの照明を更新及び新設するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 実施期間中現地での工事期間はどれくらいでしょうか。

○**生涯学習課長** 現地での工事期間は一か月程度ですが、今回使用する器具が受注生産となっていますので作成に時間を要することから実施期間が長くなっています。

○**加藤委員** 照明設置による周辺住民への影響はありますか。

○**生涯学習課長** コートに向かって下中向きに設置するため影響はないと考えます。

○**教育長** そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第27号 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について、可決することと致します。

日程第10 意見聴取 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について

○**教育長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告を行うにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意

見を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。
提案理由、瑞穂市法令遵守委員会から瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例（平成20年条例第1号）第17条第2項による調査結果報告を受け、条例第18条第1項に基づく警告を行うため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 教育委員会に対する行為であるため任命権者である教育委員会から警告するにあたって意見聴取を行うものです。

○**森下委員** その他の条例に抵触することはありませんか。

○**教育総務課長** 当該相手方に対して、通知を行い改善がなされなければ警察に通報を行える条例になっています。

○**大平委員** 教育委員会以外にも行為はありましたか。

○**教育総務課長** はい。

○**加木屋委員** 記載してある行為以外にも多々あったのでしょうか。

○**教育総務課長** そのように聞いています。

○**加藤委員** しっかり対応していく必要があるでしょう。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 意見聴取 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について、承認することと致します。

日程第11 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和2年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** 中核市の長が行った研修の修了者も対象となるということです。
- 幼児支援課長** 厚生労働省令が改正されたことによる市条例の改正です。
- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第12 教育長の報告

- 教育長** 新型コロナウイルス感染症に関する対応が多くを占めている状況です。2月以降各施設の担当課が連携し対応しています。特に手洗いうがいを励行するよう徹底して進めてきました。市としても国からの臨時休業の要請を受けて休業、施設の使用中止の対策をとっていますが現段階においては5月31日まで延長としております。小中学校の臨時休業以降、校長会、市の対策会議を頻繁に開催し対策を練っています。感染を拡大させないためには、まだまだ気を緩めることができない状況です

日程第13 その他

- 教育長** 日程第13 その他に入ります。
教育次長。
- 教育次長** 市議会議員選挙に定員18名に対し26名が立候補。5月には臨時議会が開催され常任委員が決定し、6月の議会では教育委員会に関連する文教厚生委員会も開催されます。
- 教育長** 教育総務課長。

- 教育総務課長** 債権放棄の報告を5月の臨時議会で市長部局が取りまとめのうへ報告します。教育委員会としては学校給食費の15件、384,230円が該当します。また、夏休みに施工予定の工事もあります。夏休み期間が短縮されることが予想されるので工期を延長して施工可能なものは調整を行い実施していく予定です。中小学校管理室棟解体工事についても工期を夏休み期間中の予定としておりましたが、施工が困難と思われるので今後関係部局とも調整し再検討していきます。
- 教育次長** 市として債権に関する条例等を制定しているのでそういった例規に沿って行われるものです。
- 森下委員** 来年度も平成27年度分が同様に行われるということですか。
- 教育総務課長** 遅れて支払う方もいるので、現段階の未納金額ではないですが可能性はあります。
- 大平委員** 支払わない方は、経済的に厳しいのか、ルーズなのか。
- 教育総務課長** 生活困窮者という方もいますが全てがそうではないと思います。給食センターとしても、未納の解消にむけて努力をしています。
- 加木屋委員** 中小学校管理室棟解体工事については児童のことも考え延期すべきだと思います。
- 加藤委員** 倒壊等の危険がなければ延期しても良いのではないかと。
- 大平委員** 児童を優先に検討していただければ良いと思います。
- 教育長** 学校教育課長。
- 学校教育課長** 2月28日に国から臨時休業の要請を受けて臨時休業としていましたが、感染拡大防止対策のため規模を縮小し卒業式を無事終えました。年度が変わり4月には幼稚園・小中学校の入学式、始業式を予定していましたが、延長の要請がありましたので今のところは6月1日に実施予定です。教科書が未配布でしたので、感染症拡大の防止対策を講じ保護者とともに取りに来てもらい配布を行いました。休業中の学力保障については、プリントなどをポストインする等を行い対応しています。基本的に保護者への連絡は保護者メール、学校のホームページを活用。ホームページでは学習支援の情報提供も実施。準用保護家庭への就学援助金から給食費に充てることができるようになったので準備を進めています。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 保育所は通常通り、放課後児童クラブは小学校の先生の力を借りて実施しました。保育所の卒入所式は規模を縮小して実施し、春休み期間終了後は、再び小学校の先生の力を借りて放課後児童クラブを実施しています。原則、閉所期間ですが医療従事者、物流に携わる方、介護施設にかかわる方、親御さんがどうしても休めない理由の方に限り受け入れています。未満児の給食は、5月より月曜日、木曜日はお弁当対応とします。15日以降の保育所、放課後児童クラブの利用人数については、保育所は減少、放課後児童クラブは、20%弱の利用ですが休業要請が延長されると増加する可能性もあります。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 施設は利用中止中で、図書館は貸し出しも含め休館中としています。（仮称）中山道大月多目的広場整備工事も工事休止中。和宮春の例祭も一部の役員のみにおいて開催予定。みずほ総合クラブは学校を通じて学期ごとに募集し開催をしていますが、今の状況では1学期分の募集をかけても開催不可能となるため中止を検討しており、2学期以降については今後の動向次第です。市民自主講座については例年、前期、後期で実施していますが、早くても6月以降の開催しか見込めません。開講回数によっては目的を達成できない講座もあるため今後検討が必要です。応募人数も半数程度となっています。

○**教育長** 今後学校の再開によっては総合クラブの開催も不明確となるので1学期は休止としてはどうでしょうか。

○**大平委員** 岐阜市ではオンライン授業ができると聞きましたが瑞穂市の対応はどうですか。

○**学校教育課長** 県教育事務所の学習動画等を、瑞穂市においても使えるようにホームページにもリンク先を掲載してあります。民間、文部科学省のものもプリント等で紹介しています。ただ、動画配信サービスについてはどの家庭でも使える環境が整っているとは限らないので、各学校で対応できるよう調整しているところです。

○**教育長** 一方通行ではなく、双方向でやり取りできるものにしていきたいと考えます。アナログではありますがプリントも手法の一つです。

○**加木屋委員** 全生徒が対応できるように考えていただきたいと考えていたの

で安心しました。放課後児童クラブの先生方に置かれては、子ども達のために自分の生活がある中で勤務状況の変化にご対応いただき本当に感謝しています。

○加藤委員長 穂積小学校のホームページに外国籍の方向けに便りを作成していただいていることを目にしまして、先生方の配慮にうれしく思いました。現場の先生方は厳しい環境の中本当によくやっただけだと感謝します。教員の方も対策を工夫されていますが、コロナウイルスに感染するなどの報道を聞くとウイルスの恐ろしさを感じます。何とか6月に学校再開ができないものかと思います。

○教育長 そのほかご意見などございますか。

○森下委員 不祥事案の説明会がコロナウイルス感染症対策による自粛の中開催され、出席を控えた方もいたと聞きますが、そのような方への対応はお考えでしょうか。

○学校教育課長 保護者への説明責任があると考えソーシャルディスタンスを確保し短時間で実施することとしました。説明会に参加されなかった保護者への対応については検討中です。

○森下委員 案内文に問題があったと思います。会場での感染対策方法を詳しく説明したほうがよかったのではないかと感じました。

○教育長 今回このような事案が起きたことにつきまして、ご心配とご迷惑をおかけしたことあらためてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○教育長 次回教育委員会会議の開催について

次回の会議ですが、令和2年5月27日、水曜日、午後2時00分から第5回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思います。

閉会の宣告

○教育長 これをもちまして、令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午前11時42分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年4月22日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 博明

委員

大平 高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。